

1号認定(新2号認定)の保護者様へ

認定こども園 ひかり

園長 三浦 佐智子

令和7年度における施設等利用給付の額に係る法定代理受領の通知について

令和7年度中に本園が保護者に代わって「代理受領した施設等利用給付の額」は、各施設等利用給付認定保護者(新2号認定)について、「利用料の額から、各施設等利用給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。各月の利用料総額及び北見市からの代理受領額は以下のとおりです。
 なお、利用者ごとの額をお知りになりたい方は、お手数ですが、個別に園までお問い合わせいただければと思います。

【令和7年度の法定代理受領額】

利用月	利用人数	利用料	利用者負担額	法定代理受領額	備考
4月	15 名	120,550円	0円	120,550円	314,050円 (R7.8.20 受領)
5月	14 名	102,850円	0円	102,850円	
6月	12 名	90,650円	0円	90,650円	
7月	11 名	85,450円	0円	85,450円	204,700円 (R7.11.19 受領)
8月	9 名	58,750円	0円	58,750円	
9月	9 名	60,500円	0円	60,500円	
10月	8 名	67,500円	0円	67,500円	163,750円 (R8.3.13 受領)
11月	7 名	49,900円	0円	49,900円	
12月	7 名	46,350円	0円	46,350円	
1月	7 名	44,850円	0円	44,850円	105,800円 (R8.5.8 受領)
2月	5 名	31,300円	0円	31,300円	
3月	5 名	29,650円	0円	29,650円	
計	—	788,300円	0円	788,300円	788,300円

【法定代理受領額の算出方法】

区分	利用料	利用者負担額	法定代理受領額
○預かり保育(月～金曜日)	400円/日	0円/日	400円/日
○預かり保育(土曜日)	450円/日	0円/日	450円/日
○預かり保育(長期休業期間)	450円/日	0円/日	450円/日

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置づけ

・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設等利用給付については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第56条第2項及び第57条により、特定子ども・子育て支援施設等は、法定代理受領した施設等利用給付の額について、保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和7年度の実績を御報告するものです。
 (あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)